

多元化するコミュニティ政策

コミュニティ政策の新時代



三浦 哲

(名古屋市立大学大学院
人間文化研究科 准教授)

■地域コミュニティをめぐる状況

わが国ではこれまで、大半の自治体において地域コミュニティの活性化が長年にわたり叫ばれ、現在もその状況に変化はない。他方で、自治会・町内会の加入率は年々低下し、役員の交代も進まずに彼らが高齢化し、活動の担い手不足に陥っている。

こうした事態を回避しようと、自治体行政も多様なコミュニティ政策を展開している。そこでの事業内容としては、自治会・町内会に対する活動補助、あるいは役員向けの研修会の開催などがあげられる。もとも、これらを実施してなお、依然として困難な状況を打開できる見通しが立っていない場合も少なくない。

そこで、今後は地域コミュニティとしての自治会・町内会の運営や活動が、今日の経済的・社会的な変化に適応できるように、

コミュニティ政策そのものの性格や内容を問いかけていく必要がある。同時に、従来からの「補助金配分型」コミュニティ政策以外の選択肢を広く構築していくことが求められる。

このように本稿の問題意識は、今日の状況変化に相応しいコミュニティ政策のあり方があげられているのではないか、という点にある。以上をふまえ、今回はまず、コミュニティ政策の意味内容を確認し、多元化しつつある状況を把握してみたい。

■コミュニティ政策の意味内容

コミュニケーション政策の意味内容を考えるうえでは、日本都市センターの報告書が手かりを与えてくれる。この報告書によると、コミュニティ支援策の選択肢として「助成等の活動資金支援」「活動拠点施設の提供」「活動に必要な物品の提供」「人材育成研修」など地域活動の中心となる人材の育成」「地域外部の専門家の活用」「総合的な地域コミュニティ活動担当窓口」を設置」「地域担当職員制度を導入」「地域コミュニティの事務局運営の支援」「年に数回テーマ型・地縁型の各地域活動団体が交流する機会を設けている」「その他」がある（注1）。これらはいずれも、今日のコミュニティ政策

の形態（事業レベル）としてとらえられる。

この点に関連して、コミュニケーション政策が対象とする領域に関しては、明確な線引きは容易でない。具体的には、親睦活動のみならず、地域防災、地域防犯、環境美化、地域福祉などあらゆる分野に及ぶ。実際に、自治会・町内会の活動領域をみると、これらの多くに取り組んでおり、こうした包括性がNPOをはじめとする市民活動団体との活動原理の違いともいわれる。

それでは、こうしたコミュニティ政策は誰が担うのか。わが国ではかつて、コミュニティ政策の中心的な主体は国や自治体行政であった。しかし、ほかの公共政策と同様に、コミュニティ政策でも主体が多様化している現実がある。たとえば、自治会・町内会やまちづくり協議会などがコミュニティレベルでの計画づくりを担う場合も看取される。

■ ニューテイ政策の多元化

このように主体が多様化する状況をふまえ、コミュニティ政策を事業レベルで整理すると、「金銭的性質—非金銭的性質」の軸、および「自治体行政主導—地域コミュニティ主導」の軸という二つから類型化す

このなかで、従来の事業の中心は「金銭的性質」かつ「自治体行政主導」の象限（A）のうち、「各種の補助金の配分」であった。これは政策レベルでは「補助金分配型コミニティ政策」に相当し、自治体行政による地域コミニティへの金銭的補助にあたる。

もっとも、今日のコミニティ政策の内容はこれに限定されない。たとえば、Bは「非金銭的性質」かつ「自治体行政主導」であり、具体的な内容としては、活動環境の整備・支援、人材育成、情報提供、地域診断、人的支援などがあげられる。このうち、地域診断に関する調査会で小学校区程度の範域での地域カルテの作成が検討された。人的支援については、地域担当職員制度が広く知られているが、今日では地域サポート人材を配置する新たなうごきもある。

また、Cは「金銭的性質」かつ「地域コミニティ主導」であり、自主財源確保の領域となる。古く

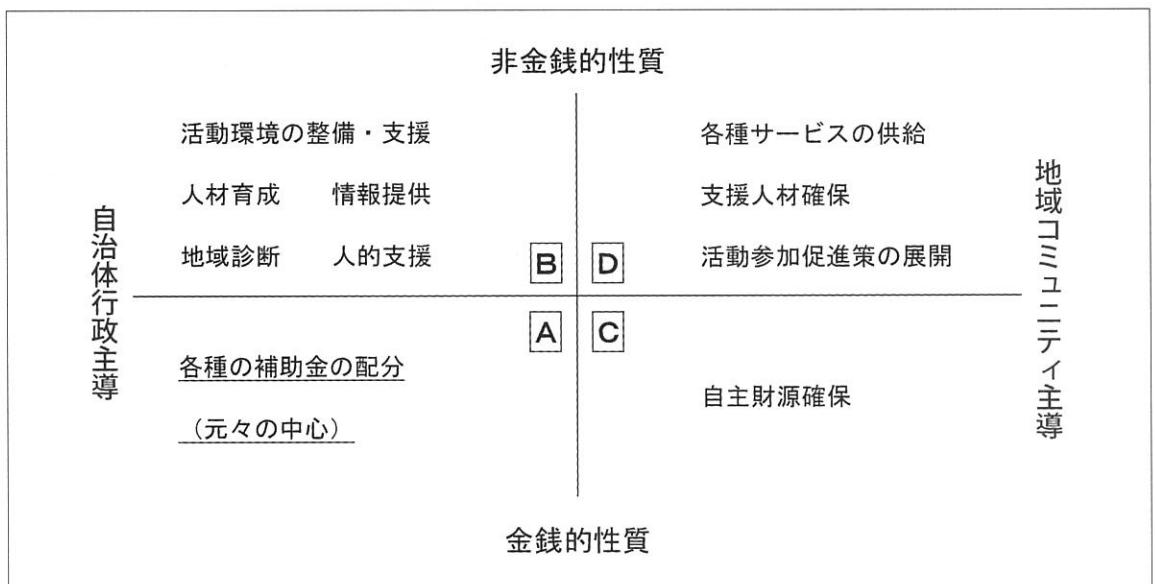


図1 コミュニティ政策（事業レベル）の類型

は神戸市で「コミュニティセンターづくり」のために試みられた「コミュニティボンド」の発行が当てはまる。近年では、コミュニティビジネスの展開の具体例もみられ、またクラウドファンディングで地域「コミュニティ」の活動資金を調達するうごきもある。

最後に、Dは、「非金銭的性質」かつ「地域コミュニティ主導」であり、防災・防犯・環境・福祉などの領域での各種サービスの供給が該当しよう。そのほかでは、たとえば支援人材確保があり、プロボノワーカー（注2）による支援が想定されよう。具体例として、自治会・町内会が情報発信に悩みを抱え、ホームページを作成しようにもノウハウを持ち合わせていないなかで、プロボノワーカーが作成支援するうごきがある。

なお、実際にはいづれかの象限に区分しきれない場合も少なくない。そもそも、地域「コミュニティ」による各種サービスの供給（Dの象限）の原資の一部は、自治体行政からの補助金の場合が多くみられ、Aの象限とDの象限にまたがる。

■新たなコミュニティ政策への注目

本稿ではこれらのうち、紙幅の都合から

もBの象限に絞って検討を進める。なかでも、「地域診断」「人的支援」に注目し、「地域診断促進型コミュニティ政策」としての「コミュニティカルテ」の作成、および「人的支援型コミュニティ政策」としての地域担当職員制度と地域サポート人材による支援、を取り上げたい。

このうち、前者は昨今の第32次地方制度調査会での地域カルテ作成をめぐる議論の推移がある。また、後者は「補助金から補助人へ」という潮流のなかで、多様な実践例が看取される形態といえる。

もちろん、「補助金配分型コミュニティ政策」による金銭面での支援が有効な場合もあるが、補助金が途絶えると活動が衰退することも少なくない。こうしたなかで、これら三つはいづれも金銭面での支援に代わる新たなコミュニティ政策の挑戦であり、検討に値しよう。

（注1）日本都市センター『地域コミュニティと行政の新しい関係づくり－全国812都市自治体へのアンケート調査結果と取組事例から』2014年、178ページ。

（注2）プロボノとは、「公共善のために」という意味のラテン語を語源とする言葉

で、現代では「社会的・公共的な目的のために、仕事で培ったスキルや専門知識を生かしたボランティア活動」（嵯峨生馬『プロボノ－新しい社会貢献 新しい働き方』勁草書房、2011年、24ページ）を意味する。

（主な参考文献）

- ・三浦哲司「都市のコミュニティ政策」伊藤恭彦、小林直三、三浦哲司編著『転換期・名古屋の都市公共政策・リニア到来と大都市の未来像』ミネルヴァ書房、2020年。

- ・三浦哲司「大都市とコミュニティ政策」牛山久仁彦、真山達志編『大都市制度の構想と課題』晃洋書房、2022年（近刊）。

